

知らずに出会い系サイト

相手信用しないで

(2011年4月5日掲載原稿)

携帯電話の無料の懸賞サイトやお小遣いサイト・占いサイトに登録した。すると、「高額報酬付きの仕事を頼みたい」「がんで余命がわずか。信頼できる人に資産を託したい」「無償で3千万円を渡します。受け取ってくれませんか」というメールが来た。送られてきたURLのサイトに入りメールを交わしたところ、高額な料金が発生した――。

こういった相談が増えています。中には、100万円を超える請求を受けた例もあります。これらの相談は、いずれも、本人が気が付かないうちに出会い系サイトを利用してしまったケースになります。

メール相手に相談したら、「料金は心配しなくても用意してあるから大丈夫。会った時に支払う。直接連絡できるようにメールアドレスを交換しよう」とメールアドレスが交換できるサイトのイベントに次々、誘われた。イベント参加料をクレジットカードで支払った結果、返済ができなくなったという事例もあります。

継続して利用した場合、料金が掛かることが分かっているが利用しているので、「契約が成立していない」という主張が難しくなります。

相手が“サクラ”と思える場合でも、“サクラ”行為が立証できなければ、損害を回復することは容易ではありません。

ネット上の付き合いは正体不明の人との付き合い。十分、注意してください。被害に遭ったら、最寄りの市町村の消費生活相談窓口や消費生活センターまでご相談ください。